付議第3号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案に係る 意見聴取に関する議案

令和3年2月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

· 高知県教育委員会事務委任等規則(平成4年教育委員会規則第1号)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。





· 2 高政企第 246 号 令和 3 年 2 月 2 日

高知県教育長 様

高知県知



令和3年2月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する 意見について

令和3年2月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育 行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
- 2 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条 例議案
- 3 令和3年度高知県一般会計予算(所管分)
- 4 令和3年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 5. 令和2年度高知県一般会計補正予算(所管分)
- 6 令和2年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算

第 号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月 日提出

高知県知事 濵田 省司

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項の表中

5 主任等の職務を行う職員で教務その他の教育に 関する業務についての連絡調整及び指導・助言に 当たるものの特殊勤務手当(教育業務連絡指導手 当)並びに特別支援学校の各部の主事の職務を行 う職員の特殊勤務手当(特別支援学校部主事手 当)

1日当たり270円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

を

Γ

5 主任等の職務を行う職員で教務その他の教育に 関する業務についての連絡調整及び指導・助言に 当たるものの特殊勤務手当(教育業務連絡指導手 当)並びに特別支援学校の各部の主事の職務を行 う職員の特殊勤務手当(特別支援学校部主事手 当)

1日当たり270円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

6 県立の中学校において夜間に授業を行う学級に 関する業務に従事した職員の特殊勤務手当(夜間 学級教育手当)

1日当たり900円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

参考資料1

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、新たに開設される高知県立高知国際中学校夜間学級における中学校での夜間の授業の特殊性等を考慮し、県立の中学校において夜間に授業を行う学級に関する業務に従事した職員の特殊勤務手当を定めようとするものである。

料

擀

公立学校職員の給与に関する条例(抜粋)

(比 辦)

_ 쪎 $^{\circ}$ رک \angle 員の出産に際しての補助教職員 第3条第1項又は (平成3年法律第110号) である者及び法第22条の3第1項若 (法第22条の 41 (以下 ПÞ 譺 \circ 淫 計年度任用 をいう。 6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員 (以下 次に掲げる者 である者を含む。) (昭和30年法律第125号) 2号に掲げる職員 41 卓 「第1 児休業等に関する法律 この条例において職員とは、 (以下 女子教職 同項第 という。) 類 という。 7項、 10 の確保に関する法律 に掲げ にある者、 紙 地方公務員の育 くは第26条の6 年度任用職員」 時的任用職員」 1号(1項第 27 《 紙 紙 紙

- 第27条 び事務 義務教育学校 教 指導 講師、 X 県立の中学校並びに市町村(市町村の組合を含む。 養護助教諭、 主幹教諭 含む。 中学校、 *W* 教頭、 (共同調理場の学校栄養職員 助教諭 立の小学校、 則校長、 栄養教諭、 及び特別支援学校の校長、 ر ئ 養護教諭、 以下同し 学校栄養職 を除き 教諭、 響 (1)6
- 1 の衙 B 実習助手, 教諭、 \mathbb{Z} (前号の市町村立の特別支援学校 及びそ 指導教諭、 (市町村立の高等学校の全日制課程を除 講師、 事務職 主幹教諭 養護助教諭 護職員 押 教頭、 教諭 d(及び特別支援学校 譺 副校長、 田 学校栄養 教諭、 の校長、 米養選 等学校 Im(宿舎指導 養護教諭 咂 ث 。 ~ 继 $\stackrel{\circ}{\circ}$ 1=

表

铝

衣

公立学校職員の給与に関する条例(抜粋)

Ш

定義)

第3条第1項又は 屈 α ريـ \angle 1項若 (平成3年法律第110号) 女子教職員の出産に際しての補助教職 (法第22条の 41 (以 下 中 類 \mathcal{O} 任用則 严 紙 をいり。 6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員 である者及び法第22条の3 座 計年 Ξ 次に掲げる者 である者を含む。) (昭和30年法律第125号) 中侧 第2号に掲げる職員 「第1 地方公務員の育児休業等に関する法律 この条例において職員とは、 1 $\overline{\mathcal{A}}$ という。) る職 回項 年度任用職員」という。 第7項、 の確保に関する法律 号に掲げ にある者、 くは第26条の6 時的任用職員」 第1 严 いう。 * abla紙 紙 紙

- 指導教 字核 び事務 講師、 汇 義務教 及 (市町村の組合を含む。 養護助教諭 主幹教諭 を含む。 立の小学校、中学校、 教頭、 助教諭 (共同調理場の学校栄養職 則校長、 栄養教諭、 県立の中学校並びに市町村 及び特別支援学校の校長、 以下同じ。) 養護教諭、 を除き、 学校栄養職 教諭、 4 顯圖 響 (1)6
- 及びその他 (前号の市町村立の特別支援学校を 助手、 教齡、 以 実習 指導教諭、 を解 日制課程 講師 事務職 養護助教諭、 主幹教諭、 (市町村立の高等学校の全 護職」 押 教頭、 助教諭、 養職員 及び特別支援学校 副校長、 学校採 栄養教諭、 の校長、 等学校 뾋 養護教諭、 苮 喠 ៕ 価 (2)10 继 桦

の職員(技能職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年高知県条例第56号)の適用を受ける者を除く。以下同じ。)

2 密

(給料)

<u>ک</u> \mathbb{H} **1** 「正規の勤 この条例 \mathfrak{S} 川 休日及び休暇に関す 定時制通信教 (第16条の 勉手当及び義務教育等教員特別手 勤務手当 通勤手当 「勤務時間条例」 **地域** よる勤務に対する報酬であって、 (以下 Ш 管理職員特別勤務手当、 特地勤務手当 \sharp 票 地手当に準ずる手当、 に規定する正規の勤務時間 無 扶養 時間外勤務 1 公立学校職員の勤務時間、 . 以 训 勤務手当、 年高知県条例第46号。 初任給調整手 類 特殊 七 〈 日直手当 含む。 期末手当 **1** 声 沠 沠 黑 ₩ 含まないものとす 教育手 料 管理職手 黑 画 という。 ※ 第 # 給料は、 9 HU 10 勤務手当 赴任手当 平成 ζ ∞ 継 4 腄 規定に 紙 で定める 訓 例 # 噩 承 ν O 黑 Ш # 6 浀 164 無

(定時制通信教育手当)

又は通 の課程又は通信制の課程 程に 実 **₩** 钽 数 2 定時制の課程又は通信制の課 攤 講師及び人事委員会規則で定める S 7 の課 撇 に授業を行 人事委員会規則で定 ₩. 垂 教 教諭、 定時制の課程又は通信 イ 定 時制 田 (夜間) 教齡、 関する校務を整理する教頭並びに本務とし 定時制 指導教諭、 りでない。 ただし、 以下この条において同じ。) 定時制通信教育手当は、 する校務をつかさどる副校長、 この限 (校長、 に支給する。 主幹教諭、 栄養教諭、 今は、 学校の職員 **1**0 当する場 育に従事す 養護助教諭 助手に限る 宣华, のに限る。 事項に該 第15条の3 数 鮰 N 纒 111111

の職員(技能職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年高知県条例第56号)の適用を受ける者を除く。以下同じ。)

2 密

(給料)

ر الم \mathbb{H} 「正規の勤 この条例 時制通信教育 \mathfrak{C} 及び義務教育等教員特別手当 休日及び休暇に関す、 (第16条の 汌 汌 # 通勤手 「勤務時間条例」 地域手当 勤務 1 7 Ш 定 $\overline{\mathcal{A}}$ という。)による勤務に対する報酬であっ 特地勤務手当 *理職員特別勤務手当 扶養手当 当。 に準ずる手当、 噩 に規定する正規の勤務時 時間外勤務 以下 公立学校職員の勤務時間、 無無 (平成6年高知県条例第46号。 特殊勤務手当 勤勉手当 くさ地手当 初任給調整 頭 日直手当 を含む。 期末手当 含まないものとする 河 管理職手当 へき地手当 業教育手当 価 よる手当 8条第 勤務手当、 任手当、 給料は、 紙 腄 IJ 務時間」 \mathcal{N}_0 訓 か 形め、 定 剩 \mathcal{S}_{\circ} 条例 の規 # #無 噩 承 4 辿 浀 ₩ 無

(定時制通信教育手当)

又は通 の課程又は通信制の課程 定時制の課程又は通信制の課程 実 J \aleph 教 3 制の課程 規則で定め 10 (夜間に授業を行 講師及び人事委員会規則で定め 撇 TIP. 数 助教諭 定時制の課程又は通信 として定時制 人事委員会 教諭、 定時制 指導教諭、 でない。 る校務を整理する教頭並びに本務 以下この条において同じ。) ただし、 定時制通信教育手当は、 この限り る校務をつかさどる副校長、 (校長、 る主幹教諭、 に大給する 栄養教諭、 令は、 高等学校の職員 当する場 育に従事す 養護助教諭 助手に限る。 のに限る。 に繋 \mathfrak{S} 関手 15条の 関す、 数 事項(鮰 編 K N 111111 無

定時制の課程を置く高等学校の (第12条に規定する管理職手当を支給 という。)にあって to これらの額に勤 3項の規定により定められたその者の勤務時 ٢ 間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た は、15,000円)、通信制の課程を置く高等学校の職員にあっ لک 2,800円) 3,500円 (管理職手当受給職員にあっては、 再任用短時間勤務職員にあっては、 「管理職手当受給職員」 定時制通信教育手当の月額は、 19,000円 3条第 (以 下 員にあっては、 務時間条例第 ただし、 される職員 額とする。 ź \mathcal{O}

3 密

(特殊勤務手当)

第16条 著しく困難な勤務その他の特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当は、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

金額	1 日当たり350円を超	えない範囲内で人事委	員会規則で定める額		图	1 日当たり270円を超	えない範囲内で人事委
種	1 小学校、中学校又は義務教育学校	において多学年学級を担当する職員	の特殊勤務手当(多学年学級担当手	当)	2~4 略	5 主任等の職務を行う職員で教務そ	の他の教育に関する業務についての

を大浴 務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時 高等学校の fo これらの額に勤 間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た 「管理職手当受給職員」という。)にあっ、 は、15,000円)、通信制の課程を置く高等学校の職員にあっ (管理職手当受給職員にあっては、2,800円) (第12条に規定する管理職手当 定時制の課程を置く ただし、再任用短時間勤務職員にあっては、 定時制通信教育手当の月額は、 19,000円 される職員 (以下 員にあっては、 3,500円 $\overset{\circ}{\sim}$ 額とする $^{\circ}$ ź 驖 α

3 密

(特殊勤務手当)

第16条 著しく困難な勤務その他の特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当は、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞ、同表の右欄に掲げる額とする。

類
中学校又は義務教育学校
級を担当する職員
手当(多学年学級担当手
主任等の職務を行う職員で教務そ
の他の教育に関する業務についての「え、

備考

囲その他手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定め 3 前項に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給を受ける者の範

前項に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給を受ける者の範 囲その他手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定め ಣ

ю°

 κ_{\circ}

職員に対して支給

する手当

=

通信制課程を置く →夜間の定時制、

教育手当とは

定時制通信

舭

高校の本務教育

福利課 数職員

夜間中学に勤務する教育職員に対する手当について

夜間中学の概要について

全国の設置状況:28自治体34校(令和2年4月時点)

安心・安全に学習することができる中学校夜間学級(夜間中学) **基本理念**:生徒の様々な学びのニーズに応え、生徒が学ぶ喜びを実感しながら、

「高知県立高知国際中学校夜間学級」として令和3年4月に開設 現在の高知江の口特別支援学校(高知市新本町)の校舎を活用 **伯尼** 校場

: 平日の夜間 授業時間

13:00~21:30 教育職員の勤務時間

17:30~21:00

中学校の全ての教科等を学習 学習指導要領を基本とした、

します。

教育課程:特別の教育課程

: 原則、3年

修業年限

(令和2年12月14日時点)

入学希望者:12名

内容や日本語の支援を行います。 ・必要に応じて、小学校の学習

:高知県内に在住の学齢経過者で、国籍にかかわらず 入学要件

3年間継続して通学できる者のうち、

①小学校や中学校を卒業していない者(義務教育未修了者) ②中学校を卒業した者のうち、学び直しを希望する者 (不登校や病気等の理由で十分学校に通えなかった者)

生徒の様々な学びのニーズに応えるため、

(施行期日)令和3年4月1日

々な学びのニーズに応えるため、個々にあわせた指導内容や教材等の工夫が求められる等 持殊な勤務となるため、特殊勤務手当として「夜間学級教育手当」を新設する

夜間学級教育手当について

第2項 (特殊勤務手当) 第16条 : 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 例 巛

② ①以外の教育職員:教諭、講師 : 県立の中学校において夜間に授業を行う学級に関する業務に従事した下記の職員※ 管理職手当受給者:校長、教頭等 《 权

※ 夜間学級に係る担当業務時間数が2分の1以上の職員を支給対象とする手当受給予定者は①専任教頭1名、②教諭等2名

佃

1日当たり900円を超えない範囲で人事委員会規則で定める額 (類似の手当である定時制通信教育手当に準じた額) 貂

(15,000円/月を日額換算 管理職手当受給者:710円/日 $\overline{(-)}$

(19,000円/月 ①以外の教育職員:900円/日 (7)

8